

## 第三専門調査会における調査について

令和 3 年 9 月 9 日  
文化審議会文化財分科会決定

### 1. 検討の必要性

令和 3 年 8 月 23 日、文部科学大臣から文化審議会に対し、埋蔵文化財保護制度に関し、埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について検討するよう、審議要請が行われた。

埋蔵文化財は、令和 3 年 7 月に世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」に象徴されるように、発掘調査とその成果に基づく研究によりその価値が明らかにされ、文化遺産としての重要性が世界に広く認められるものや、我が国の歴史の正しい理解に欠くことができない遺跡として国や地方公共団体により、史跡に指定されるものが存在している。

一方で、土地に埋蔵されているという特質により、発掘調査以前に、その存在や価値を正しく把握することが困難である。そのため、開発事業に先立つ発掘調査で初めてその価値が明らかになったものの、開発との調整の結果、現状保存が実現できなかったものも少なくない。

こうした課題に対しては、文化財保護法に基づく史跡指定や仮指定の制度が存在するが、史跡指定に値する重要な遺跡を開発に先立って把握することや、開発事業などによってはじめて確認された重要な遺跡を確実に保存するためには、これらの制度のみでは十分とは言えず、更なる対応を要する状況である。また、平成 12 年 4 月 1 日に施行された改正文化財保護法で、埋蔵文化財に係る権限のほとんどが都道府県及び指定都市に移譲されたことにより、埋蔵文化財の現状保存について均質的な取り扱いがなされていないことも懸念される。

この度の審議要請を受け、埋蔵文化財保護制度に関し、埋蔵文化財をめぐる様々な課題を踏まえた対応の必要性について、第三専門調査会において調査することとする。

### 2. 主な調査事項

- 現状保存すべき埋蔵文化財に関する考え方の整理
- 重要な埋蔵文化財を現状保存するために必要な事項